

人文・社会科学を含む総合的な 学術政策の確立に向けて

— 科学技術基本法に関する日本学術会議の立場 —

日本学術会議 第一部長

佐藤 岩夫

(東京大学社会科学研究所)

1. 科学技術基本法をめぐる 日本学術会議のこれまでの取り組み

科学技術基本法 第1条（目的）

この法律は、**科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）**の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。



日本学術会議の勧告・提言等

（人文・社会科学を含む科学研究の全領域を対象とする「科学研究基本法」の制定を求める動き〔1962年・1976年〕等を前史として）

- 声明『21世紀における人文・社会科学の役割とその重要性 — 「科学技術」の新しいとらえ方、そして日本の新しい社会・文化システムを目指して—』（日本学術会議、2001年4月）
- 提言『日本の展望—学術からの提言 2010』（日本学術会議、2010年4月）
- 勧告『総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて』（日本学術会議、2010年8月）
- 提言『第5期科学技術基本計画のあり方に関する提言』（日本学術会議、学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会、2015年2月）
- 提言『学術の総合的発展をめざして—人文・社会科学からの提言—』（日本学術会議、第一部 人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会、2017年6月）
- 「**人文科学のみに係るものを除く**」規定の削除、**それを通じた人文・社会科学を含む総合的な学術政策の実現**を求める。政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するため、法における「科学技術」の用語を「科学・技術」に改正することも提案。

声明『21世紀における人文・社会科学の役割とその重要性』（2001年4月）

人文・社会科学と自然科学とのあいだの調和ある発展は、学術研究にとって基本をなす考え方として、日本学術会議がすでに久しくその必要を訴えつづけてきた課題である。しかし現実には、その間の不均衡が増大するばかりであった。一般に、「科学」・「科学技術」という用語はもっぱら自然科学に関連づけて理解され、これは科学技術基本法にも反映している。

すなわち、同法は、第1条で「科学技術の振興に関する施策」に言及しながら、同法にいう「科学技術」とは「人文科学のみに係わるものは除く」ものとしている。そのため、第2条第2項では「自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要」であり、両者の「調和のとれた発展」が必要なことが強調されるが、第9条に規定された「科学技術の振興に関する基本的な計画」（「科学技術基本計画」）においては人文科学の固有の振興策は含まれないという理解を導く結果となっている。

さらに、「科学技術基本法」はその第2条第2項で「基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展」を強調し、実用化に直結しない基礎研究には国等の公的支援が必要であることを認めているが、**人文・社会科学、自然科学を問わず純粋基礎研究の意義は改めて強調されなければならない。**

提言『日本の展望—学術からの提言 2010』（日本学術会議、2010年4月）

第4章「21世紀の日本における学術のあり方に関する提言」、(8)日本社会が必要とする新しい学術政策、
③総合的学術政策の推進のため人文・社会科学の位置づけを強化する

現代の学術や技術応用は、社会や人々に広く大きな影響を及ぼす。したがって国の学術政策は、人文・社会科学の役割を含めて総合的に立案・推進されなければならない。そのためにも重要となる自然科学系諸科学との連携・協働や文理統合型研究分野の展開において、人文・社会科学は社会との連携の舵取り等の役割が期待される。**人文・社会科学の独自の発展を確保しつつ、自然科学等諸分野との広範な連携を進め学術の総合力を高めるため、日本の科学技術基本法体制を政策的に補正してより総合的な「学術政策」に発展させ、21世紀の人類社会の課題に応える日本の学術を構築することが必要である。**

勸告 『総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて』 (2010年8月)

(勸告)

法における「科学技術」の用語を「科学・技術」に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭するとともに、**法第1条の「人文科学のみに係るものを除く。」という規定を削除して人文・社会科学を施策の対象とすることを明らかにし、もって人文・社会科学を含む「科学・技術」全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にすること。**

(理由)

日本学術会議において公式の表記としている「人文・社会科学」は、「人文学 (humanities) 及び社会科学 (social sciences)」を含意する。人文・社会科学は、現行の科学技術基本法によれば、同法の施策の対象が「人文科学のみに係るものを除く。」(「人文科学」は、法解釈として人文・社会科学を意味する。)とされ(法第1条)、これまで、直接的には科学技術基本計画の対象とはされていなかった。**我が国及び世界が直面する21世紀的諸課題に立ち向かうためには、科学・技術政策において人間社会に深く関わる総合性を確立することが必須であり、文理の連携・協働・統合の研究を推進し、同時にその基礎として人文・社会科学の持続的振興を確保しなければならない。**

提言『第5期科学技術基本計画のあり方に関する提言』（2015年2月）

第4期科学技術基本計画は、「科学技術」とは「科学及び技術」をいう(1頁)とするとともに、イノベーションの源泉となる科学技術の振興(6頁)、文献・資料の電子化及びオープンアクセスの推進(39頁)、生命倫理や原子力の安全性などをめぐる倫理的・法的・社会的対応(41頁)といったいくつかの文脈において、人文・社会科学にも直接間接に言及している。このような方向を発展させ、科学と技術とを相対的に区別したことの含意を一層明確にするとともに、**人文・社会科学について断片的に言及するにとどまらず、それを「科学」にとって不可欠の構成要素として正面から位置づけることが強く求められている。**

実際、今日、社会が解決を求めている様々な課題に 대응するために、自然科学と人文・社会科学とが連携し、総合的な知を形成する必要があるとの認識はかつてなく高まっている。その際、現在の人間と社会のあり方を相対化し批判的に省察する、人文・社会科学の独自の役割にも注意する必要がある。自然・人間・社会に関して深くバランスの取れた知を蓄積・継承し、新たに生み出していくことは、知的・文化的に豊かな社会を構築し次世代に引き継いでいくことに貢献すべき科学者にとって、責任ある課題であることを認識しなければならない。

このように、学術の総合性という視点に立って、とりわけ人文・社会科学の振興を明確に位置づけ、下からの発意の重視、多様性の尊重、相対的に少額でも安定した研究資金の確保、学術的に価値のある史資料の保存など、それにふさわしい方策を打ち立てることが急務となっている。

提言『学術の総合的发展をめざして—人文・社会科学からの提言—』（2017年6月）

21世紀社会において、「科学技術基本法に基づく科学技術の推進」ではおさまりに足りない多くの問題が発生し、学術全体の総合的かつ調和的な発展を展望した政策は急務となっている。総合的学術政策の立案・遂行には、根拠法があることが望ましい。たとえば、従来から提案されている「学術基本法（仮称）」は、有力な選択肢の一つであろう。あるいは、科学技術基本法を改正して「総合科学技術基本法（仮称）」とし、**「人文科学のみに係るものを除く」との但し書きを削除して人文・社会科学も組み込むという方向性をより明確に示すことも検討に値する。**このような総合的学術法政策の検討及び制定に向けて、日本学術会議は今後とも積極的に協力したい。

2. 現行科学技術基本法の趣旨

なぜ「人文科学のみに係るもの」は法の対象外とされたのか

尾身幸次『科学技術立国論—科学技術基本法解説』（読売新聞社、1996年）202頁：

我が国においては、人文科学、自然科学の別を問わず、科学技術全般の画期的な発展を図ることが強く要請されているが、そのためには各分野の性格等に即した、それぞれにもっとも適切な施策を推進することが必要である。

人文科学のみに係る分野については、**人間や社会の本質を取り扱うものであり、それを自然科学の分野に係るものと同列において計画的、総合的な推進策を講ずることが必ずしも適当でない**と考え、これをこの法律の対象外とした。しかしこれは人文科学を軽視したためではなく、第2条（科学技術振興の方針）において「自然科学と人文科学の調和ある発展への留意」を国に求めている。

科学技術基本法 第2条（科学技術の振興に関する方針）

1 科学技術の振興は、科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、研究者及び技術者（以下「研究者等」という。）の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行われなければならない。

2 科学技術の振興に当たっては、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展並びに国の試験研究機関、大学（大学院を含む。以下同じ。）、民間等の有機的な連携について配慮されなければならない。また、**自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意**されなければならない。

3. 現行科学技術基本法の問題点

日本学術会議の勧告・提言の立場

- 一連の勧告・提言（さらに最近の下記2018年11月提言）が強調するように、**日本及び世界が直面する現代の諸課題に応えるためには、科学・技術政策において人間社会に深く関わる総合性を確立することが必須。**
- その際、①**文理の連携・協働・統合の研究の推進**と同時に、②**その基礎としての人文・社会科学の持続的振興の確保**が必要。
- 「人文科学のみに係るものを除く」とする現行規定でも、確かに、①はある程度可能。しかし、人文・社会科学の位置づけは「補助的・補完的」（2001年声明）。②の視点は欠落。
- そもそも、法内在的にも、第1条の「人文科学のみに係るものを除く」の規定は、第2条の科学技術振興に関する方針（「自然科学と人文科学の調和ある発展」）と整合的か。
- **法第1条の「人文科学のみに係るものを除く」の規定を削除するとともに、人文・社会科学の特性に配慮しつつ、人文・社会科学を含む科学・技術全体についての長期的かつ総合的な政策確立の方針を明確にする必要。**

提言『産学共創の視点から見た大学のあり方—2025年までに達成する知識集約型社会—』

（日本学術会議、科学と社会委員会、政府・産業界連携分科会、2018年11月）

我が国の人文・社会科学を強みにした未来社会戦略と科学の新展開

SDGsに貢献し、知識集約型の未来に備えるためには、人文学と社会科学の力、特に深い人間理解や理念と結びついた社会制度の構想、歴史性や地域性への配慮を組み込みながら発展してきた学問分野の力を強化して日本の特色を明確にし、産業も含めた社会全体の戦略を作る必要がある。AIや情報通信技術を駆使した知識集約型社会の構築を目指すなかで、その恩恵を高め、問題点や懸念される課題を事前に解消するためには、地域ごとの特性や歴史的・文化的背景を考慮することが必要であり、人文学の知や社会科学による分析や予見と理念の構築が不可欠となる。

4. 人文・社会科学の特性

「意味」「価値」「社会構想」「批判的・反省的視点」「アプローチの多様性」

提言『日本の展望—学術からの提言 2010』（日本学術会議、2010年4月）

人文・社会科学は、**人間の生の営みを捉え、それを通じて人間と社会（諸地域・諸国家・世界）および人間と自然との関わりを対象として実証的に考察し、その基礎の上に、人間のあり方、社会のあり方を構想し、またその実現の方途と可能性を探る学術的営為**である。その学術研究の基底には、人間を尊厳ある存在として承認し、具体的な多様性を差別の理由とすることなく、人間の平等な発展可能性を追求する価値的な態度が貫かれる。この価値的な態度は、科学・技術がその発展の中で自らのあり方を定位することにおいて重要な役割を果たすべきものである。

提言『学術の総合的發展をめざして—人文・社会科学からの提言—』（2017年6月）

人文・社会科学には、**時間と空間の視座を組み合わせ、多様なアプローチを駆使して諸価値を批判的に検証するという特質**がある。学術の発展のためには、とりわけ中長期的な社会的要請に応えるためには、人文・社会科学のこの特質を活かすことが欠かせない。人文・社会科学と自然科学の双方が協働して学術の危機を克服し、人類が直面する諸問題の解決に当たらなければならない。

（再掲）提言『産学共創の視点から見た大学のあり方—2025年までに達成する知識集約型社会—』（2018年11月）

SDGsに貢献し、知識集約型の未来に備えるためには、**人文学と社会科学の力、特に深い人間理解や理念と結びついた社会制度の構想、歴史性や地域性への配慮を組み込みながら発展してきた学問分野の力**を強化して日本の特色を明確にし、産業も含めた社会全体の戦略を作る必要がある。AIや情報通信技術を駆使した知識集約型社会の構築を目指すなかで、その恩恵を高め、問題点や懸念される課題を事前に解消するためには、地域ごとの特性や歴史的・文化的背景を考慮することが必要であり、人文学の知や社会科学による分析や予見と理念の構築が不可欠となる。

5. 文理融合にも資する総合的な学術政策の展望

5-1. 基盤となる**人文・社会科学それ自体の持続的振興**

(1) **多様性・継続性を担保する、「基礎研究」の確実な推進**

- 必ずしも実用化に直結しない基礎研究の重要性（2001年声明、2010年勧告他）
- 下からの発意の重視、多様性の尊重、相対的に少額でも安定した研究資金の確保、人材養成等（2015年提言、2017年提言）
- 基礎研究の推進の重要性は自然科学とも共通の課題（2001年声明）

(2) **人文・社会科学の大型研究基盤の計画的整備**

- 人文・社会科学分野にも大型の研究基盤が必要な分野が現れている。
- 日本学術会議「学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン」（2010, 2014, 2017。「マスタープラン2020」を現在策定中。）：研究拠点、データインフラ、ネットワーク構築等
- 総合的学術基盤構築のために大型経費の予算措置が検討されるべき代表的領域として、ア）データベースの構築、イ）資料電子化の基盤整備、ウ）共同利用体制の計画的推進（2017年提言）

5-2. 個性と基盤を生かした**文理融合・イノベーションへの貢献**

- 現代の複雑な諸課題に対応するための文理の連携・協働・統合の研究（2010年勧告、2015年提言、2017年提言、2018年提言ほか）
- 研究開発の社会実装におけるELSI（Ethical, Legal and Social Issues）
- 責任ある研究・イノベーション（Responsible Research & Innovation: RRI）：「科学技術・イノベーションのプロセスと成果が社会の価値・ニーズ・期待により良く適うようにするための活動」（EU：Horizon 2010）

(参考) 日本学術会議マスタープラン2017における
学術大型研究計画一覧：人文・社会科学分野

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t241-1-0.pdf>

区分Ⅰ・Ⅱ(※1)	計画タイトル(※2)
区分Ⅰ	サイバー哲学研究拠点の構築
	伝統知を活かした持続可能な社会構築に向けた協働研究
	大学教育の分野別質保証に関する調査研究拠点の形成-学問分野別の教育内容・方法の特徴把握と学生追跡調査・国際比較調査に基づく大学教育カリキュラムの改善-
	広域アジアを対象とした歴史地名・歴史名称を基軸とする時空間情報基盤の構築
	我が国を事例とした政治制度への信頼性に関する実証研究
	公的統計マイクロデータ等の研究活用のための全国ネットワーク整備
	新しい社会科学としてのエビデンスベース人間科学の確立とネットワーク型大規模経年データの構築 ○
	クラウドファンディングによる学術研究発信システムの構築
	欧州とアジアにおける地域協働及び歴史的対立関係の修復に向けての総合的共同研究プロジェクトーシンクタンク形成と若手・女性研究者育成ー
	芸術文化のワンストップ・エコシステム創造国際拠点-世界の美術工芸作品・文化財の保管・分析・修復・展示をじた新たな市場形成と文化外交への活用システムの構築-
区分Ⅱ	日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画
	心の先端研究のための連携拠点(WISH)構築

(※1) 「区分Ⅰ」は新規応募計画及びマスタープラン2014区分Ⅰ掲載の計画、「区分Ⅱ」はマスタープラン2014に掲載されかつ現在実施中・進行中の計画。

(※2) マスタープラン2017で重点大型研究計画とされた計画について、○を記載。